

新地方公会計制度

1 地方公会計改革（地方の資産・債務管理改革）の要旨

平成18年5月に「新地方公会計制度研究会報告書」が公表され、それを受けて総務省から示された「地方行革新指針（平成18年8月）」に基づき、人口3万人以上の都市などは平成21年秋を目処に、それ以外の地方公共団体は平成23年秋を目処に「地方公会計改革（普通会計・連結財務書類4表の公表）」に取り組むこととされています。

この実施にあたり、現在、新地方公会計制度実務研究会において報告書の取りまとめ作業が行われていますが、最終報告は示されていない状況にあります。

2 これまでの動き

平成17年12月24日	閣議決定「行政改革の重要方針」
平成18年5月18日	総務省「新地方公会計制度研究会報告書」
平成18年6月2日	「行政改革推進法」制定
平成18年6月14日	財政制度等審議会「公会計整備の一層の推進に向けて ～中間取りまとめ～」（地方における取組みとの連携について）
平成18年7月7日	「骨太の方針2006」
平成18年8月31日	総務省「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」 『地方公会計改革（地方の資産・債務管理改革）』
平成18年8月31日	総務省「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」
平成18年9月22日	財政諮問会議「資産債務等専門調査会報告 中間整理」 『公会計改革（国と地方の整合性・財務書類の監査）』
平成18年12月8日	総務省「新しい地方財政制度研究会報告書」
平成19年6月15日	「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」可決成立
平成19年7月30日	新地方公会計制度実務研究会の第5回研究会（最終会合）
平成19年 月 日	総務省「新地方公会計制度実務研究会報告書」（未定）

3 公会計改革の必要性

(1) 現行の官庁会計

現金主義会計・単式簿記～現金取引（歳入・歳出）

(2) 企業会計的手法

発生主義会計・複式簿記～現金取引（歳入・歳出）のみならず、すべてのフロー情報（期中の収益・費用及び純資産の内部構成の変動）及びストック情報（資産・負債・純資産の期末残高）を網羅できる（全ての行政資源を対象とする。）。

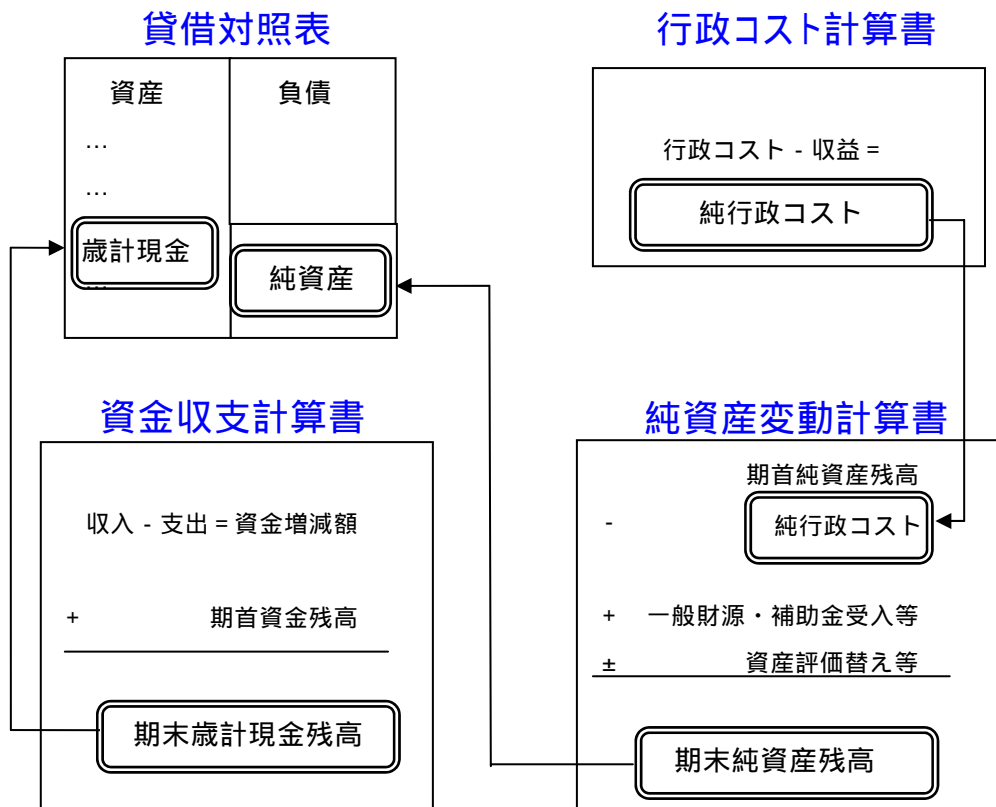
4 財務書類 4 表

- (1) 貸借対照表 (B S : Balance sheet) 「ストック情報」
 - ・次世代に引き継ぐ資産はいくらあるのか。
 - ・その財源 (負担者) はどうなっているのか。
 - ・次世代に負担を先送りした借金残高はいくらか
 - ・当年度までに提供された行政サービスで、次世代に先送りされた負担はどれだけか。

- (2) 行政コスト計算書 (P L : Profit and loss statement) 「コスト情報」
 - ・経常的な行政サービスにかかったコストはいくらか。
 - ・受益者負担でどの程度賄われたのか。

- (3) 資金収支計算書 (C F : Cash flow) 「収支情報」
 - ・投資的経費はどの財源で賄っているのか。
 - ・支出の負担を将来に先送りしていないか。
 - ・年間での資金の変動要因はなにか。

- (4) 純資産変動計算書 (N W M : Net worth matrix、 S S : Statement of shareholders) 「そのほかの情報」
 - ・当年度の行政サービスの世代間負担の状況は
 - ・借金以外の資産調達財源はどう変化したのか。
 - ・資産価値の変動は、資産台帳整備の影響は



5 新地方公会計制度実務研究会（案）のモデル

【基準モデルと総務省方式改訂モデル】

【千歳市は総務省方式改訂モデルで検討予定】

	基準モデル	総務省方式改訂モデル
固定資産の算定方法(初年度期首残高)	現存する固定資産をすべてリストアップし、公正価値により評価	売却可能資産: 時価評価
固定資産の算定方法(継続作成時)	発生主義的な財務会計データから固定資産情報を作成 その他、公正価値により評価	売却可能資産以外: 過去の建設事業費の積上げにより算定 段階的に固定資産情報を整備
固定資産の範囲	すべての固定資産を網羅	当初は建設事業費の範囲 段階的に拡張し、立木、物品、地上権、ソフトウェアなどを含めることを想定
台帳整備	開始貸借対照表作成時に整備その後、継続的に更新	段階的整備を想定 売却可能資産、土地を優先
作成時の負荷	当初は、固定資産の台帳整備及び仕訳パターン等の整備に伴う負荷あり 継続作成時には、負荷は減少	当初は、売却可能資産の洗い出しと評価、回収不能見込額の算定など、現行総務省方式作成団体であれば負荷は比較的軽微 継続作成時には、段階的整備に伴う負荷あり
財務書類の検証可能性	開始時未分析残高を除き、財務書類の数値から元帳、伝票に遡って検証可能	台帳の段階的整備等により、検証可能性を高めることは可能
財務書類の作成・開示時期	出納整理期間後、早期の作成・開示が可能	出納整理期間後、決算統計と並行して作成・開示

6 今後のスケジュール等

平成19年10月 現状の解析

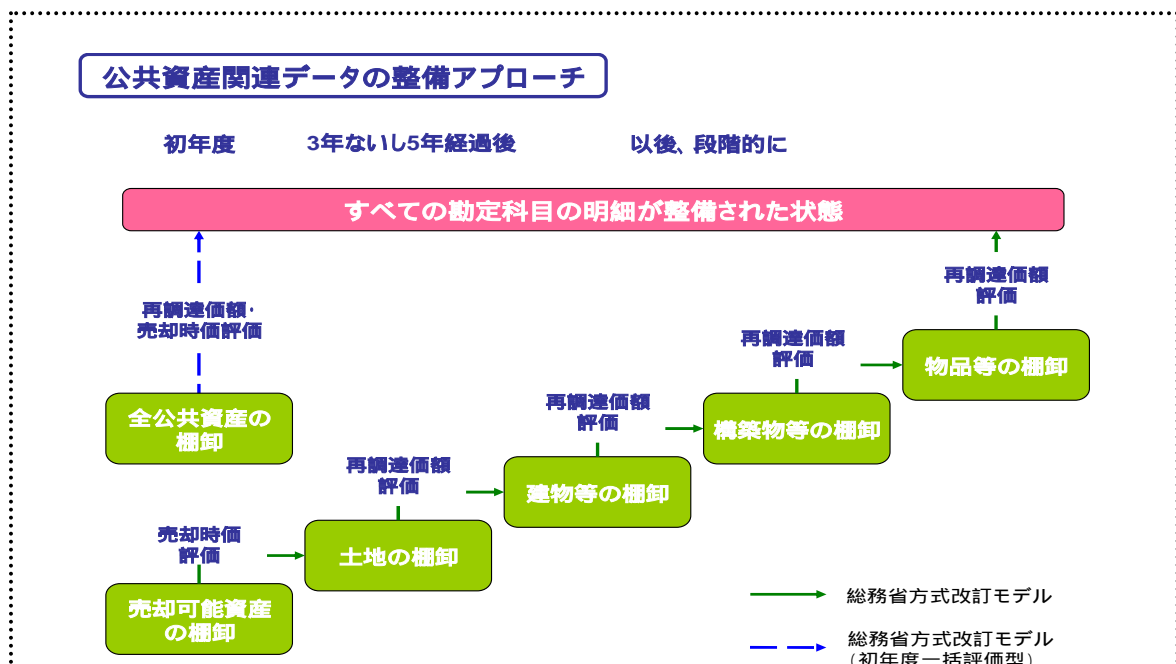
12月 固定資産台帳等の整備の方向性の決定

『概ね5年程度を目途に全体行程を検討し、組み立てる。』

平成20年1月 売却可能資産の洗い出し、時価評価等の準備・実施等

平成20年4月 固定資産台帳等の整備

平成21年秋 平成20年度決算に係る財務書類4表の作成・公表



「新地方公会計制度」の説明原稿（財政課長）

（H19.09.20 総務文教常任委員会説明：午後1時）

それでは「新地方公会計制度」について、ご説明申し上げます。
説明の時間は7分程度を予定しております。

資料4をご覧いただきたいと存じます。

1 地方公会計改革の要旨であります。昨年5月に「新地方公会計制度研究会報告書」が公表され、それを受けて同8月に総務省から示された「地方行革新指針」に基づき、人口3万人以上の都市などは平成21年、秋を目処に、それ以外の地方公共団体は平成23年、秋を目処に「地方公会計改革」として、普通会計の財務書類4表と公営企業、土地開発公社、外郭団体、第3セクターなどとの連結財務書類4表の公表が、義務づけられました。

この実施にあたり、本年7月24日に、新地方公会計制度実務研究会における最終会合の報告書案が提示され、同30日の第5回会合後に最終決定することとなっておりますが、現時点で、最終報告は示されていない状況にあります。

2は、これまでの動きをまとめたものであります。

次に、3の公会計改革の必要性であります。①現行の官庁会計はご案内のとおり、現金主義会計・単式簿記でありまして、歳入・歳出による現金取引のみを対象とした会計制度であります。

これを、②企業会計的手法を取り入れ、発生主義会計・複式簿記方式として、歳入・歳出の現金取引のみならず、すべてのフロー情報（期中の収益・費用及び純資産の内部構成の変動）や、ストック情報（資産・負債・純資産の期末残高）を網羅できるように見直し、全ての行政資源を対象として、住民に対する説明責任を果たすこととされたところであります。

次に、2ページですが、4の財務書類4表についてであります。1つ目は「貸借対照表」、バランスシートであります。

2つ目には行政コスト計算書、PLと略されますが、民間の損益計算書であります。

3つ目は資金収支計算書、キャッシュフローで、資金の流れを表すものであります。

4つ目は純資産変動計算書、NWM又はSSと略され、資本に相当するもので、純資産の増減等の流れを明らかにするものであります。

これらの関係につきましては、2ページの下段に図式化しておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

次に、3 ページですが、5 として、新地方公会計制度実務研究会（案）のモデルを表にまとめております。

研究会の確定モデルは示されておりませんが、概ね変更がないとのことで、現在の案によりお示ししております。

国のモデルとして「基準モデル」と「総務省方式改訂モデル」の2つが示される予定であります。このうち表の左側の「基準モデル」は、日々の会計処理も複式簿記により仕分けを行い、固定資産管理についても財務省の耐用年数表ごとに施設を区分するなど、ほぼ完全な民間の企業会計方式を提唱しているもので、右側の「総務省方式改訂モデル」は現在の総務省のバランスシートを発展的に展開し、段階的に移行していくもので、最終的には基準モデルとすることを目標として、順次整備をはかっていく方式であります。

当市の現行の資産台帳の状況につきましては、減価償却や時価評価などを考慮したシステムとなっていないことなどから、2年弱の期間でこれを基準モデルに合わせた形での整備を行うには、膨大な経費と人員等を要することとなり、このかかるコストと住民に対する情報開示などの効果を勘案したとき、現在の財政状況等も踏まえ、拙速に整備することは困難であると考えております。

また、北海道市長会による道内都市の財政主管者会議でも、当市から議題として「システム等の共同開発、道内都市での研究会や情報共有など」を提起し、道内での取り組み状況などを議論いたしました。全道都市においては「総務省方式改訂モデル」から順に進めるべきとの見解でまとまったところであります。

6の今後のスケジュール等ではありますが、今年度中に、監査法人等のアドバイス、北海道や他市などとの情報交換などを踏まえ、この方式の選択、資産台帳の整備、財務会計システムの改修などの全体スケジュールを組み立てようと考えております。

なお、平成21年の期限までの取組みは、固定資産のうち売却可能資産の評価を終わらすことが最低条件である「総務省方式改訂モデル」により進め、平成20年度から概ね5年間程度の期間設定を行い、順次、資産台帳整備を中心に、基準モデルへの移行も含め検討することとしております。

以上が、「新地方公会計制度」についてであります。